

財務省令第五十四号

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百六十五号）の施行に伴い、玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年八月二十九日

財務大臣 伊吹 文明

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令の一部を改正する省令

玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令（平成十七年財務省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令に規定する原産地の意義に関する省令

第一条中「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」を「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令」に改める。

附 則

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。